



2018.11.13

号外

大阪市側が勤務条件制度の改正について提案

- ・ 育児参加休暇に係る取得期間の延長
- ・ 病気休暇の当初 3 日間の無給について特例を拡大

【提案資料】

発行所 大阪市教職員組合 TEL (6942) 3561(代) FAX (6943) 8039 発行人：岡本 共右

市労連は、11月8日、勤務条件制度の改正について団体交渉を行い、市側より提案を受けた。

内容は、(1) 育児参加休暇に係る取得期間の延長、(2) 病気休暇の当初 3 日間の無給について特例を拡大、(3) 病気休暇の取得単位について、がん等定期的な治療・診断が必要となる病気休暇については1時間単位の取得が可能とし、実施時期については、(1) 及び (2) については、2018 年12月1日、(3) については、2019年4月1日とした。

その後、事務折衝等で協議を経て、11月13日、第 2 回団体交渉を行った。交渉の中で市労連は、今回の提案では、インフルエンザやがん等についての特例が設けられたが、これらに限らず、更なる対象の拡大に向けた検討を求めるとともに、勤務条件にかかわる制度改善に伴い、取得しやすい職場環境の整備についても要請し、本制度改正を確認して団体交渉を終えた。

主な改正内容

(1) 育児参加休暇に係る取得期間の延長

改正前：16 週間以内（多胎妊娠の場合は 24 週）

改正後：24 週間以内

(2) 病気休暇の当初 3 日間の無給について特例を拡大

インフルエンザ等により病気休暇を取得する場合、病気休暇の当初 3 日の無給が有給になる。

※特例が認められる病気とは・・・

学校保健安全法施行規則第 18 条の第 1 種又は第 2 種に分類されているものとする。

例) インフルエンザ、百日咳せき、麻しん、風しん、水痘 など

(3) 病気休暇の取得単位について

がん等定期的な治療・診断が必要となる病気休暇について、1 時間単位での取得が可能になる

勤務条件制度の改正について

1 改正理由

育児や病気の治療と仕事の両立を支援し、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、休暇制度の改正を行う。

2 改正内容（詳細は別紙のとおり）

(1) 育児参加休暇取得期間

多胎妊娠か否かに関わらず、24週間の範囲で取得できることとする。

改正前：16週間以内（多胎妊娠の場合は24週間）

改正後：24週間以内

(2) 病気休暇3日無給の特例

インフルエンザ等により病気休暇を取得する場合には、病気休暇当初3日無給の特例を認める。

(※対象の病気については、学校保健安全法施行規則第18条に定めるもののうち第1種または第2種に分類されているものとする。)

改正前：14日以下の病気休暇の場合、当初3日は無給。

改正後：14日以下の病気休暇の場合、当初3日は無給。ただし、インフルエンザ等により与えられた病気休暇については、当初3日についても有給とする。

(3) 病気休暇の取得単位

がん等定期的な治療・診断が必要となる病気休暇について、1日又は1時間単位での取得を可能とする。

改正前：病気休暇の単位については、1日とする。

改正後：病気休暇の単位については、1日とする。ただし、定期的な診断又は治療を受けることが生命の維持のために必要であると人事室長が認める場合に与えられる病気休暇については、1日又は1時間とする。

※通算日数の考え方は別紙のとおり

3 施行時期

(1)及び(2)・・・平成30年12月1日

(3)・・・平成31年4月1日

4 経過措置

(1) 関係

施行日時点が、出産日から24週の範囲内にあり、かつ育児参加休暇の残日数がある職員（改正前の取得可能期間が経過している場合は除く）は、改正後の取得可能期間内にその残日数について取得できるものとする。

(2) 関係

施行日時点が、インフルエンザ等により取得している病気休暇の範囲内にある病気休暇についても対象とする。

【別紙】

○ 1 時間単位の病気休暇について

- (1) 当初 3 日無給との関係
時間単位の病気休暇については、がん等定期的な診断又は治療が生命の維持のために必要な場合に取得可能とするものであることから、日単位の場合と同様に当初 3 日無給の対象外とする。
- (2) 給与との関係
(a) 取得日数90日を超えた場合に、時間単位で取得する病気休暇についての給与は減額しない。(50/100とならない)
(b) 週休日等を挟んで時間単位の病気休暇を取得した場合は、その週休日等は通算しない。
(c) 時間単位で病気休暇を取得した日については、1 日として通算する。
- (3) 昇給制度
時間単位で病気休暇を取得した期間は、勤務していない期間としないため、昇給号給数を減じない。
- (4) 地域手当
(a) 給料に対する地域手当は減額しない。
(b) 管理職手当に対する地域手当についても減額しない。
- (5) 管理職手当
支給額を減じない。
- (6) 期末手当
時間単位で病気休暇を取得した期間は、欠勤等日数としてカウントしないため、支給割合を減じない。
- (7) 勤勉手当
時間単位で病気休暇を取得した期間は、欠勤等日数としてカウントしないため、支給割合を減じない。

【別紙】

学校保健安全法

(目的)

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

学校保健安全法施行規則

(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）

二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。